

随意契約見直し計画

平成 20 年 1 月
国立大学法人群馬大学

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(5.9%) 6	(16.2%) 321
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(6.9%) 7	(5.7%) 113		
随意契約		(93.1%) 94	(94.3%) 1,864	(82.2%) 83	(74.6%) 1,474
合 計		(100%) 101	(100%) 1,977	(100%) 101	(100%) 1,976

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(0%) 0	(0%) 0
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(0%) 0	(0%) 0		
随意契約		(100%) 7	(100%) 529	(100%) 7	(100%) 529
合 計		(100%) 7	(100%) 529	(100%) 7	(100%) 529

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(6.4%) 6	(22.2%) 321
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(7.4%) 7	(7.8%) 113		
随意契約		(92.6%) 87	(92.2%) 1,335	(80.9%) 76	(65.3%) 945
合 計		(100%) 94	(100%) 1,448	(100%) 94	(100%) 1,447

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成20年3月までに、以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

情報システムなど既に総合評価落札方式を導入している調達分野に加え、当該方式によることが必要と考えられる調達分野については、当該方式の導入・拡大に努めるものとする。

総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成

一般競争への移行を支援するための業務マニュアル等を作成し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示すことの検討を行う。

プロジェクトチームの設置

上記措置を行うため、財務部を中心としたプロジェクトチームを設置する。

(2) 複数年度契約の拡大

複数年度契約によることが必要と考えられる分野については、一般競争または企画競争による複数年度契約の拡大に努めるものとする。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の拡大や公告の方法等について検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載